

2020年度 大学奨学生 募集要項

1. 応募資格

日本国内における大学に在学し、学業、人物とも優秀で、かつ健康であり、学資の弁済が困難と認められるもの。

2. 奨学金額

月額 10,000 円（返還義務はありません）

3. 支給期間

1年間（ただし、継続申請は可能とする）

4. 採用予定数

大学生 合計 27 名

5. 応募方法

必要書類を揃えた上、学校担当者経由で提出のこと。

（必要書類）

（1）願書（学校にて受取）

（2）作文（1000字～1500字）※

※ 手書きにて提出をお願いします。

（3）在学学校長等の推薦書※

※ 在学学校長又は各学科長等の推薦が必要です。

（4）成績証明書※

※ 大学1年次の方は高等学校3年間の成績表の写し、大学2年次以上の方は前年度の成績証明書。

（5）健康診断書

※ 「推薦および選考基準」に記載の通り、通常の学校生活ができる状況であることを確認させて頂くことのみを目的としています。その他の選考基準には影響致しません。

（6）主たる家計維持者の収入証明書※

※ 市区町村役場にて入手できます。

※ 傷病手当金を受給中の場合は傷病手当金通知書のコピーで代替します。

※ 失業給付を受給中の場合は雇用保険受給資格者証のコピーで代替します。

※ 生活保護を受給中の場合は生活保護決定（変更）通知書のコピーで代替します。

※ 留学生の方も、家計維持者の収入が分かる相当の資料をご用意ください。

※ 「推薦および選考基準」に記載の基準に該当することを確認させて頂くことを目的としております。

大学奨学生推薦および選考基準

大学奨学生の推薦及び選考の基準は次の通りと致します。なお、海外からの留学生についても同様の基準と致します。

I. 大学奨学生

1. 人物について

学習活動その他の全般を通じて態度、行動が学徒にふさわしく、将来良識のある社会人として活動できる見込みがあること。

2. 学力について

(1) 大学1年次に在学する者

高等学校における3か年間の学習成績が、全履修科目について平均水準以上であること。

(2) 大学2年次以上に在学する者

出願時に在学する年次の前年までの大学の本人が属する学部(科)における学習成績が、全履修科目について平均水準以上であること。

3. 健康について

修学に十分耐えられ、将来社会人として活動できる見込みのあること。

4. 学資の弁済が困難な程度について

本人の属する世帯の総所得金額が500万円程度以下であること。

II. 推薦及び選考順位

大学奨学生の推薦及び選考にあたっては、人物、学力、健康、及び家計の基準の各項の総合判定によるが、人物については特に留意し、学力と家計の関係は後者に重点をおく。

III. 健康診断

健康診断の結果、判定が次に該当する者が推薦、選考の基準となる。

(1) 生活規則の面で全く平常の生活でよい者。

(2) 医師による直接、間接の医療行為を全く必要としない者。

※ 通常の学校生活ができる状況であれば問題となることはありません。

IV. その他

他の奨学金制度との併願・併用は可能とする。

以上

小川財団 奨学金給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人小川財団が、定款第4条第1号の規定に基づき、奨学金の給与に関し、必要な事項を定める。

(奨学生の資格)

第2条 本財団の奨学生となる者は、日本国内における工業に関する高等学校、又は大学に在学し、学業、人物とも優秀で、かつ健康であって、学資の弁済が困難と認められるものでなければならない。なお、本奨学生には海外からの留学生も含むものとする。

(奨学生の種類)

第3条 奨学生の種類は次に掲げるものとする。

1. 工業に関する高等学校奨学生
2. 大学奨学生

(奨学金給与期間及び金額)

第4条 奨学金の給与する期間は、1年間とする。ただし、継続申請は可能とする。

第5条 奨学金の金額は月額10,000円とする。

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学生願書及び奨学生推薦書の提出)

第6条 奨学生志望者は、本財団あての奨学生願書に、在学学校長又は各学科長等（以下、在学学校長等と称する）の推薦書を添えて本財団に提出するものとする。

(奨学生の採用)

第7条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、その結果を在学学校長等及び本人に通知する。

(奨学金の交付)

第8条 奨学金は、毎月一定日に交付するものとし、特別の事情があるときは、2か月分以上を合わせて交付することができる。奨学金の交付は直接本人に送金して行うものとする。

(学業成績及び生活状況の報告)

第9条 奨学生は、毎年度末に学業成績表および生活状況報告書を本財団宛てに提出しなければならない。

(異動届出)

第10条 奨学生は次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

1. 休学、復学、転学または退学したとき。
2. 停学その他の処分を受けたとき。

(奨学金の休止および停止)

第11条 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したときは、奨学金の給付を休止する。

1. 奨学生の学業または性行などの状況により、補導の必要があると認めたときは、奨学金の給付を停止する。

(奨学金の復活)

第12条 前条の規程により奨学金の給付を休止または停止された者が、その事由が解消し在学学長等の許可を得て願い出た際は、奨学金の給付を復活することがある。

(奨学金の廃止)

第13条 奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、在学学校長等の意見を徴して奨学金の給与を廃止する。

1. 傷痕疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
2. 学業成績または操行が不良となったとき。
3. 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
4. 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
5. 第2条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。
6. 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。

(奨学金の辞退)

第14条 奨学生は、いつでも在学学校長等を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

第3章 奨学生の指導

第15条 奨学生の資質の向上を図るため、必要に応じ学業成績および生活状況に関する適切な指導を行うものとする。

第4章 補則

(実施細目)

第16条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

1. この規程は、2015年4月1日から実施する。

奨学生推薦書

年 月 日

一般財団法人小川財団

理事長 小川 能理夫 様

学校長
大学
印

下記の学生は、学業、人物ともに優秀であって、かつ健康であると認められるので、貴財団の奨学生として推薦します。

フリガナ		学籍番号	
氏名			
現住所			
(在学中の学校、学部、学科、学年を記入してください)			
	大学	学部	学科 年
※ 該当するものを○で囲んでください			
推薦理由(記載者の職階及び氏名)			

奨 学 生 願 書

年 月 日

一般財団法人小川財団

理事長 小川 能理夫 殿

貴財団の奨学生を希望したいので、所定書類を添付して応募します。

学籍番号					
フリガナ			(西暦) (4月1日現在で記載)		
氏 名	印	生年月日 年 齡	年 月 日生		(才)
本人の 現住所	〒 ー				
電話 番号			国 籍		
E-mail (PC)					
4月1日予 定の学籍	記載例 ○○大学○○学部○○学科○年				
家族の 住 所	〒 ー			電話 番号	
家族状況	続柄	氏 名	年 齡	職 業 等	所得※

※主たる家計維持者の所得をご記入ください。なお、所得金額は市区町村発行の「所得証明書」における金額となります。傷病手当金、失業給付、又は生活保護を受給中の場合は受給の旨をご記入ください。留学生の方は相当する証明書の所得金額をご記入ください。

奨学生を 希望する 理由	
他の奨学 金制度の 併用・ 併用状況	

上半身の写真を貼っ てください。 (写真の裏面に氏名、 生年月日を記載して ください。) ※	本 人 履 歴	学 歴 ・ 職 歴 等	
		年 月	
		年 月	
		年 月	
		年 月	
		年 月	
備 考 ※	(その他特記すべき業績事項等)		

※ 写真の裏面には生年月日及び氏名を記載して貼り付けてください。

※ 備考欄にはその他特記すべき業績事項等（学内外での業績並びに国家資格等）を記載してください。

(注) 願書記載等の個人情報については選考のための情報として使用します。また本願書については財団にて保管し、返却は致しません。

氏名	
----	--

作文

下記のテーマについて、必ず本人が日本語 1000 字～1500 字で手書きにて記入してください。
なお、記入には黒インク又は黒のボールペンを使用してください。

テーマ：

SDGs、ESG、AI や 5G、先進国の食糧廃棄問題、人口カーブ、GDP の推移など、世界では 2030 年を視点にこのような取り組みや背景があります。将来的な不安が懸念されるものもありますが、明るい未来を考え発信していくことも必要でしょう。

日本には歴史的背景や地理的背景などによって独自の文化や価値観、振る舞いがありますが、あなたは日本が世界に胸を張って伝えられる魅力は何だと思えますか？



